

2025年9月12日

株主各位

東京都中央区佃二丁目1番6号
三井住友建設株式会社
代表取締役社長 柴田敏雄

臨時株主総会の議決権の基準日設定公告

当社は、2025年11月中旬を目処に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年9月30日（火）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上